

自立支援型ケアマネジメント 推進事業について

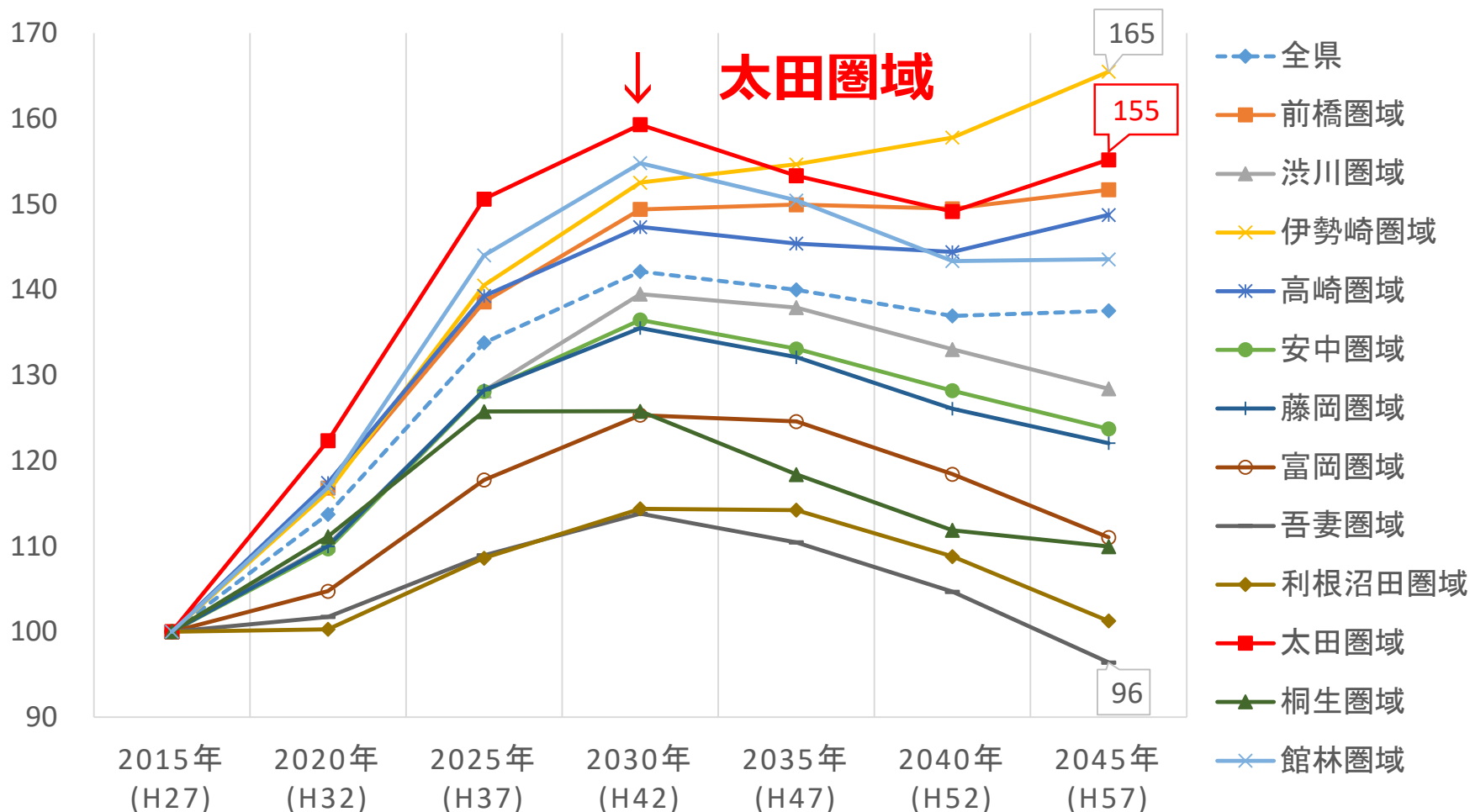


太田市役所 長寿あんしん課

高齢者人口状況

75歳以上人口の将来推計

※2015年を100とした時の指数

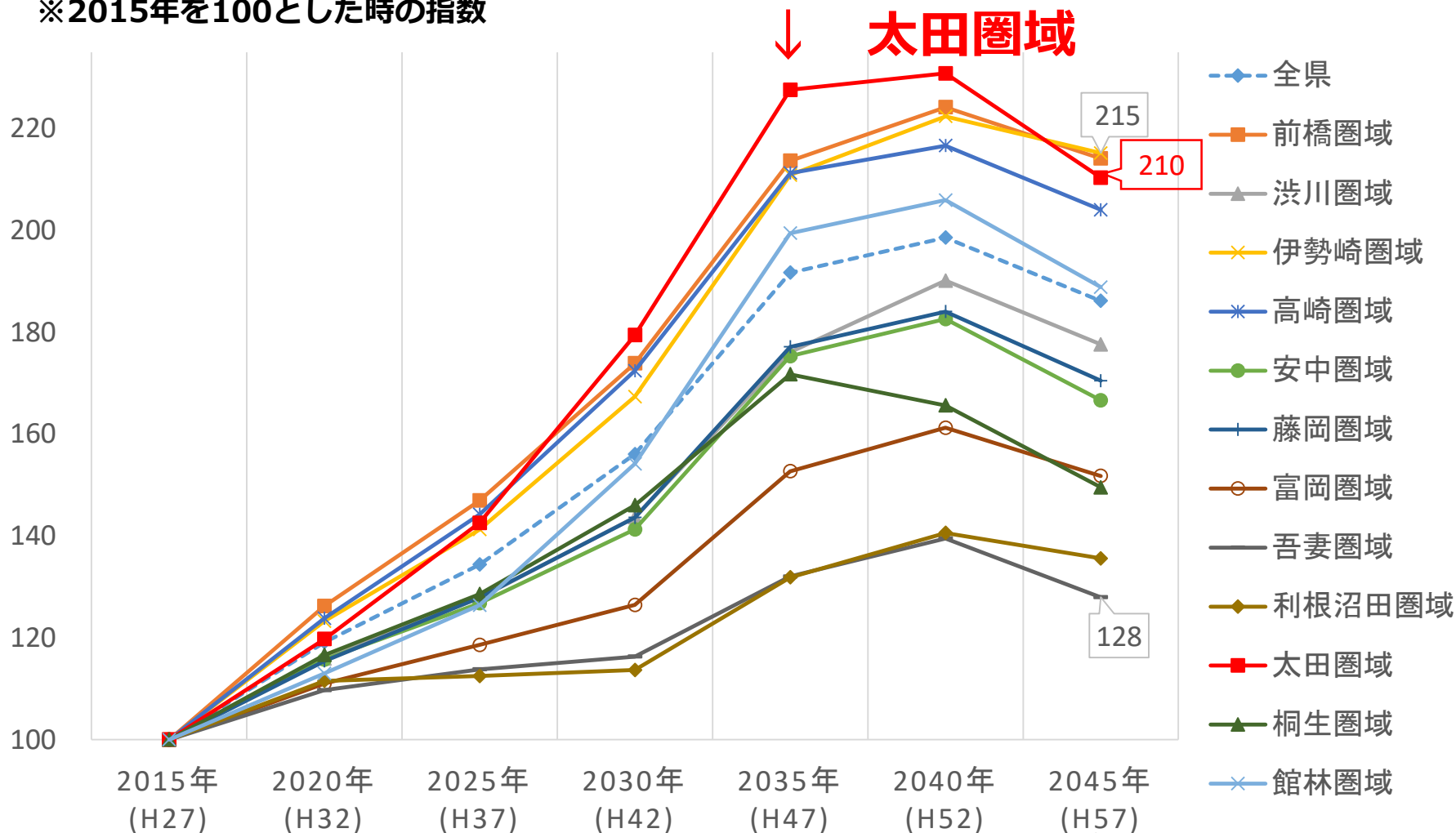


※国立社会保障・人口問題研究所資料（2018年推計）より作成

高齢者人口状況

85歳以上人口の将来推計

※2015年を100とした時の指数



※国立社会保障・人口問題研究所資料（2018年推計）より作成

太田市の要介護認定状況

要介護度がどのように変化しているのかを調査

1. 対象期間

平成30年9月1日 ~ 令和元年9月30日

2. 抽出基準

対象期間内に更新申請のあった方で、前回の介護度からどの程度変化しているか

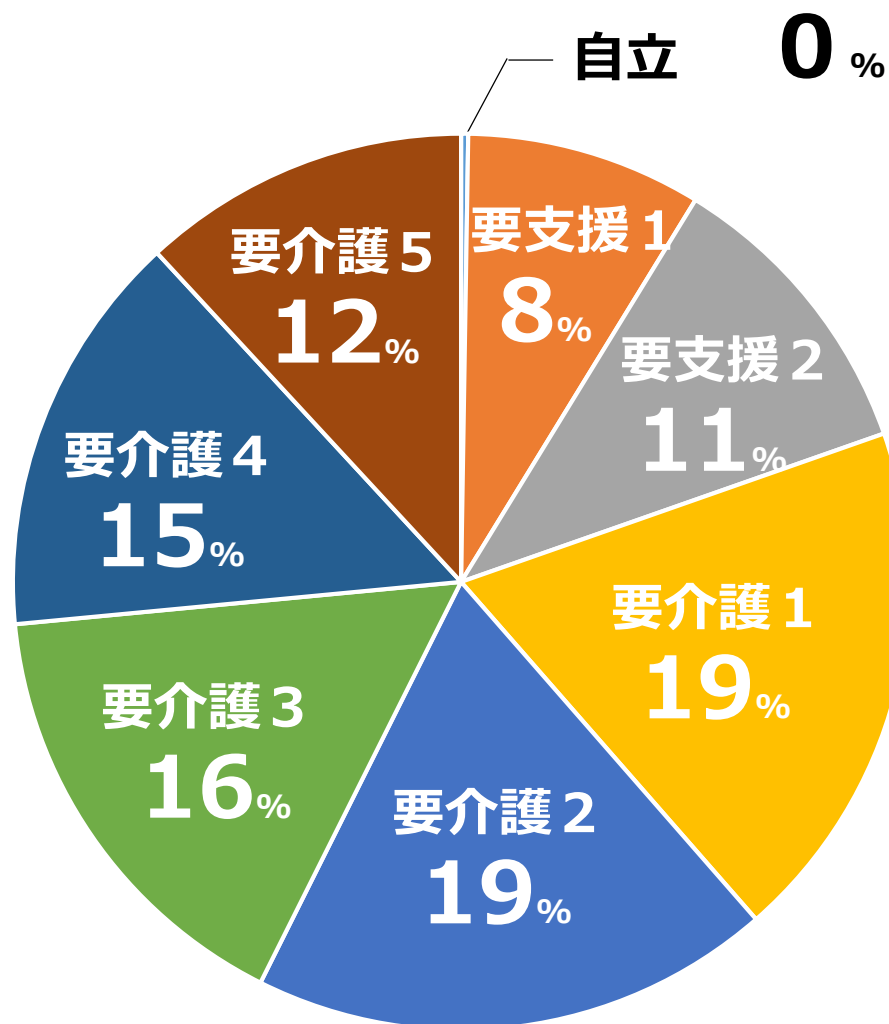
3. 抽出件数

7,066件

太田市の要介護認定状況

対象期間内に更新申請をした者の要介護認定状況割合

要介護3以上の認定率は全体の43%程度



n = 7066

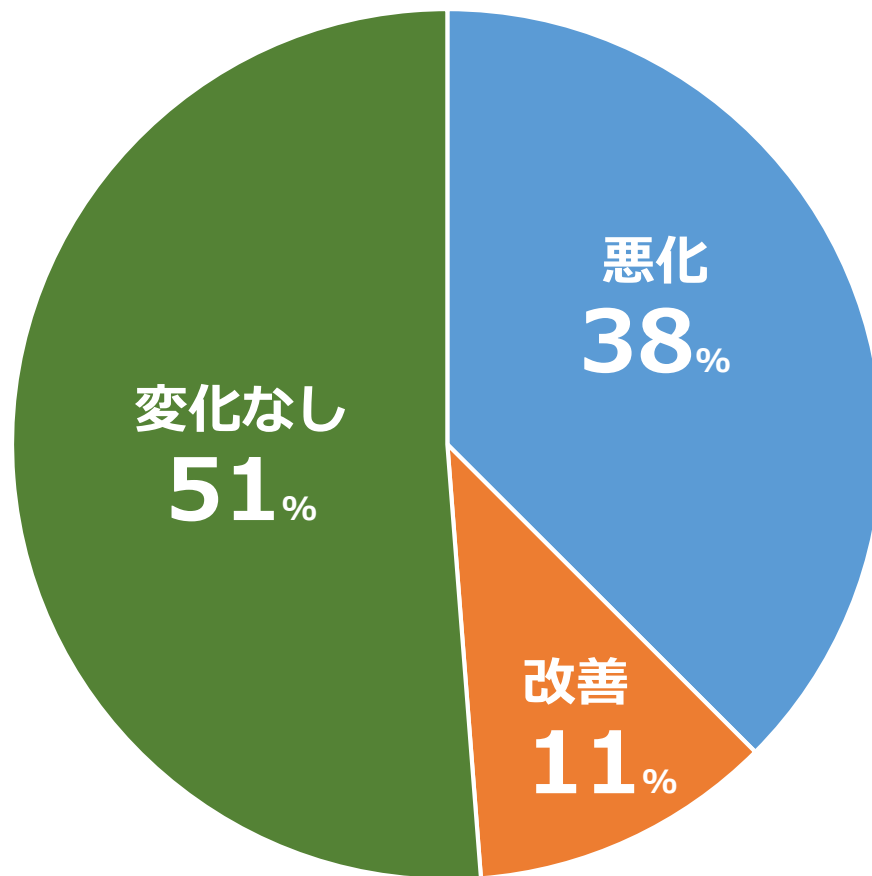
太田市の要介護認定状況

対象期間内に更新申請をした者の要介護認定状況割合

要介護度が前回とどのように変化したか



「変化なし」「悪化」が
全体の9割近くを占めている



このような状況で・・・

- 更新申請の認定で要介護度は「変化なし」「悪化」が大多数
- 確実に介護サービスの支援を受ける人は増える
- 介護サービスの給付費は上がる一方。負担も増える。
- 少子高齢化 支える人はいなくなる？
- 群馬県は、介護人材充足率ワースト2位とも・・・。

→ 将来が不安になる



いつまでも元気で活躍できる社会
介護サービスの提供+「自立」を考えた支援を



自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の

国では、平成29年度に介護保険法等の一部を改正。

自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進を介護保険法に定め、市町村が自立支援・重度化防止に向けた取組を求めている。

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの実施等）

2 医療・介護の連携の推進等

① 「日常的な医学管理」や「看取

※ 現行の介護療養病床の経過措置として、診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、者

3 地域共生社会の実現に向けた

- ・ 市町村による地域住民と行い、努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業として実施されることとする。

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

この取組を支援するため、群馬県では
自立支援型地域ケア会議の開催支援を平成29年度から実施。
太田市は平成31年度よりモデル事業実施市町村として参加。

介護保険法では？



(目的)

第一条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条

2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに**、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

介護保険法では？



(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする。**

(国及び地方公共団体の責務)

第五条

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、**要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策**を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。



利用者本人、利用者支援する専門職、行政が一体となって自立に向けた支援を行っていかなくてはならない

今までのケアプラン



本人：最近、膝が痛くて動くのが億劫だ

家族：お風呂を面倒くさがるから入れてほしい

ケアマネ：デイサービスを提案します

とても助かる介護サービスではあるが・・・。
問題点と改善策を探らなければ、悪化するばかり



これからはこう考えてみましょう

これからのケアプラン

ポイント

これからの目線

- ・ ひざの痛みは何故？
- ・ お風呂なぜ面倒？



ひざの痛みは、変形性膝関節症

整形外科医と連携し、筋力保持、必要に応じて補装具併用で機能維持。

機能維持のため、筋トレと活動性維持のための参加の場所



お風呂に入る際、痛みがあるので、洗い場立ち座り、浴槽またぎが大変である。

膝の負担を考慮したシャワーチェアと手すりの導入。 週3回入っていた → 本当に必要？

問題点を多職種の方で解決していこう！

悪化や維持をどれだけ改善につなげることが出来るか？
改善するためにはどうすれば？

ケアマネ

本人家族
の意識

サービス
事業所

行政

みんなの知識を寄り集めて、高齢者の身体、生活支援に役立てる方法を見つけていく

自立支援型地域ケア会議の開催



地域ケア会議とは？

地域ケア会議（介護保険法第115条48）

地域包括支援センターでの開催
（高齢者の個別課題の解決）

○多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた

- ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握
- などを行う。

《主な構成員》

自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加

※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催

（地域課題を解決するための社会基盤の整備）

自立支援型の地域ケア会議の位置づけ

地域ケア個別会議を活用して、個別事例の課題解決や自立支援の促進とQOL向上に向け、介護予防等の観点を踏まえ、どのような支援をしていくかを多職種で検討する

●目的

要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと、高齢者のQOL向上を目指す

●意義

参加者が多職種の専門的な視点に基づく助言を通じ、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得する



検討事例を積み重ねることで、行政課題の発見・解決策の検討につながる。

多職種の視点で自立支援を考える必要性



例) ご飯を食べない人を見たとき

客観的事実

主食	米飯 5 割
主菜	魚 5 割
副菜	おひたし 3 割

主観的事実

ご飯の量が多い
まずそうな表情で食べている
ご飯が食べにくそうな献立

なぜ食べない、食べられない？
原因がいくつ考えつきますか？

具体的なアプローチを行うには、アセスメントが必須
アセスメントは客観的事実 + 主観的事実
多職種からの視点で実施した方が多様である

多職種の視点で自立支援を考える必要性

健康状態、医学的側面

健康状態は？
便秘や胃潰瘍など
消化器系の問題？
服薬内容は？



身体・認知・心理精神機能

味覚、嗅覚は？
咀嚼、嚥下機能は？
食事の姿勢保持
ご飯を認識している？
食事の時間という認識は？
空腹感がある？
食べたくない（抗うつ的）



環境の因子

食事に適した場所か？
集中できる環境か？



個人の因子

食事の嗜好、頻度や量
などの習慣

助言者として参加する専門職の役割



作業療法士

主に応用的動作能力（食事・排泄等）、社会的適応能力（地域活動への参加・就労等）回復・維持、悪化の防止の観点からの助言を行う



理学療法士

主に基本動作能力（立ち上がり、立位保持、歩行等）の回復や維持、悪化防止の観点からの助言を行う



看護師

症状や傷害を理解し、血圧や血糖などのモニタリング、内服管理、持病なども踏まえた視点から助言を行う

助言者として参加する専門職の役割



薬剤師

事例に処方されている薬に関する情報提供（重複投薬・副作用等）及び服薬管理の観点からの助言を行う



管理栄養士

日常生活を営む上で基本となる食事について、適切な栄養摂取といった観点から、助言を行う



歯科衛生士

口腔衛生の観点から助言を行う

自立支援型ケアマネジメントの効果と意義とは

- ・ 誰もが体験できる多職種連携の第1歩
- ・ 高齢者の暮らしのアイデアが見つかる
- ・ ケアマネージャーの資質向上につながる
- ・ 地域包括ケアシステムをつくるヒントが見つかる場
- ・ 専門職同士のスキルアップにつながる



令和元年度試行自立支援型地域ケア会議開催

自立支援型地域ケア会議立ち上げまで

平成30年度

- ・ 他市町村の視察
- ・ 地域包括支援センターとの協議

令和元年度

- 8月 令和元年度版マニュアル作成
地域包括支援センターとの協議
- 10月 各専門職参加調整
- 11月 試行自立支援型地域ケア会議開催
- 1月 開催後アンケート
地域包括支援センターとの協議
令和2年度版マニュアル作成

令和元年度試行自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

会議出席者とそれぞれの役割

司会 会議全体の司会進行（地域包括支援センター職員）

書記 補足情報、助言内容を板書（地域包括支援センター職員）

タイムキーパー 会議全体の時間管理（地域包括支援センター職員）

事例提供者 事例を担当するケアマネージャー
事例の基本情報等について説明する

サービス提供事業所 検討事例対象者が利用している介護保険サービス提供事業所職員
対象者の現在のサービス利用状況等について説明する

令和元年度試行自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

会議出席者とそれぞれの役割

専門職 各専門分野から検討事例について自立を支援する視点から助言を行う。

- ・ 薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、
歯科衛生士、看護師



太田市自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

ケース選定基準

以下のすべての基準に該当する高齢者

- (1) 第一号被保険者（65歳以上）
- (2) 在宅の高齢者
（サービス付き高齢者向け住宅などの在宅型施設も含む）
- (3) 要支援1又は2又は事業対象者
- (4) 介護保険サービスの利用をはじめから1年未満のもの
- (5) 生活不活発病（廃用性症候群）の者又は将来的になり得ると思われるもの又は骨折等の筋骨格系疾患のもの

市内居宅介護支援事業所において検討事例を選出していただくこととなります

検討事例の担当ケアマネージャーの方は「事例提供者」としてご出席をお願いします。

太田市自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

会議内使用資料

- (1) 利用者基本情報
- (2) 基本チェックリスト
- (3) 介護予防サービス・支援計画書
- (4) お薬手帳の写し
- (5) 週間献立表（任意様式）
- (6) 家屋見取り図（任意様式）

事例を担当するケアマネージャーの方が作成し、太田市役所
長寿あんしん課までご提出ください

太田市自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

時間	担当	内容
5分程度	司会	本会議の趣旨説明 出席者紹介
15分程度	事例提供者 サービス提供事業者	事例の概要について説明 対象者の現在の状態、支援方針について説明
20分程度	各専門職 事例提供者 サービス提供事業所	事例について質問
10分程度	司会	事例の概要について確認
20分程度	各専門職	各専門職から助言、提案
5分程度	司会	事例について助言、提案をふまえたまとめ
5分程度	事例提供者	感想
80分	合 計	

太田市自立支援型地域ケア会議開催

令和2年度版会議 概要

会議の開催に係る事務処理の流れ

	太田市	地域包括支援センター	事例提供者	サービス提供事業所	専門職
2か月前		事例選定・日程案報告			
1か月前	日程調整・日程決定				
2週間前			資料作成提出		
	資料事前送付				
	資料事前読み込み				
1週間前	事前打ち合わせ				
当日	会議出席				
1週間後	まとめシート・お礼状発送	まとめシート作成提出	助言内容をケアプラン・支援に反映		

自立支援型地域ケア会議を効果的に進めるために

ケアプランの事例検討ではなく、みんなの学びの場

ケアマネや事業所だけでなく、専門職の方々・保険者・包括も
学びの場にしたい

参加していただき、ネットワークの構築にも役立ててほしい

謝らない、謝らせない地域ケア会議

